

2板子保第177号の3
令和2年5月8日

板橋区内の認可保育所等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の皆さま

東京都板橋区長 坂本 健
(公印省略)

**緊急事態宣言の期間延長に伴う板橋区内認可保育所等の
登園自粛要請を踏まえた従業員の勤務にかかる配慮について（要請）**

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令期間が、5月31日まで延長されました。これを受け、板橋区内認可保育所等においては、引き続き、テレワーク勤務やお仕事をお休みできる等保護者のいずれかが在宅のご家庭においては、緊急事態宣言延長期間の5月31日まで、保育園の登園を自粛していただくよう強く要請しております。

保育園は児童福祉施設として、緊急事態宣言下においても必要な保育を提供するよう、国や都から要請されています。板橋区においてもその意義と要請を踏まえ、保育所を一律に臨時休業とはせず、感染拡大防止策を講じ、強く自粛要請をしながら受入態勢を縮小して開園しています。

事業者の皆さまにおかれましては、引き続き、従業員の休暇取得に際して特段のご配慮をいただき、**臨時休園の場合と変わらぬ取扱い**をしていただけるよう、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

区では、緊急事態下においても社会の機能を維持するため就業が必要（医療関係、交通機関、金融機関、社会福祉施設、行政機関、物流、生活必需物資の販売業務等）で、他に保育を行う方がいないご家庭や、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方等、真に保育を必要とする方に対し保育を提供しておりますが、保育園という現場の特性上、密集や密接を完全に避けることは難しく、クラスター感染発生リスクをゼロとすることはできません。

保育園利用者への感染拡大を防ぐためには、真に保育が必要な方以外は、極力保育園の利用を控えて頂くことが不可欠であることをご理解ください。

この要請に関して、当区より、御社にご連絡・ご相談をさせていただく場合がございます。

板橋区からの自粛要請の趣旨及び、従業員である保護者と子どもの命と健康を守るため、ご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

(担当) 保育サービス課保育運営・給食係
TEL 03-3579-2483
保育サービス課民間保育振興係
TEL 03-3579-2492